

令和7年度加古川市結婚新生活支援補助金交付要綱

令和7年3月19日

こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、若年世帯の婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、婚姻しやすい環境づくりを推進し、地域における少子化対策の強化に資するとともに、若年世代の本市への移住・定住を促進することを目的として、加古川市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関し、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、日本の法令に従って受理された夫婦をいう。なお、以下のいずれかに該当する場合も対象とする。

イ 夫婦の双方が日本人であり、外国方式の婚姻を行った場合であっても、戸籍に婚姻の事実が記載されている場合

ロ 夫婦の一方が外国人であり、日本方式の婚姻を行った場合

ハ 夫婦の一方が外国人であり、外国方式の婚姻を行った場合であっても、戸籍に婚姻の事実が記載されている場合

ニ 夫婦の双方が外国人であり、日本方式の婚姻を行った場合

(2) 住宅取得費用 婚姻を機に加古川市内で新たな生活を送るための住宅の取得に要した費用（土地の取得に要した費用を除く。）をいう。なお、婚姻日（婚姻届を提出した又は受理された日をいう。以下同じ。）より前に取得した住宅にあつては、婚姻を機として取得した住宅であつて、その取得日が婚姻日から起算して1年以内であること。

(3) リフォーム費用 婚姻を機に加古川市内で新たな生活を送るための住宅のリフォームに要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に関する工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に関する工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に関する費用については対象としない。なお、婚姻日より前に実施したリフォームにあつては、婚姻を機としてリフォームした住宅であつて、そのリフォーム日が婚姻日から起算して1年以内であること。

(4) 住宅賃借費用 婚姻を機に加古川市内で新たな生活を送るための住宅の賃借に要した費用のうち、次に掲げるものをいう。なお、婚姻日より前に賃借した住宅にあつては、婚姻を機として賃借した住宅であつて、その賃借日が婚姻日から起算して1年以内であること。

イ 当該住宅の賃料（1ヶ月分に限る。）

ロ 当該住宅の敷金

ハ 当該住宅の礼金

ニ 当該住宅の共益費（1ヶ月分に限る。）

ホ 当該住宅の仲介に係る手数料

(5) 引越費用 婚姻を機に加古川市内で新たな生活を送るための住宅への引越しにあたり、引越

業者又は運送業者への支払いに関する実費であること。なお、婚姻日より前の引越しにあっては、婚姻を機とした引越しであって、その引越日が婚姻日から起算して1年以内であること。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 申請時において、夫婦がともに本市に住民登録を有し、夫婦の双方又は一方の住民票に記載されている住所が、次のいずれかに該当する申請に係る住宅の住所であること。

イ 取得した住宅

ロ リフォームした住宅

ハ 賃借した住宅

ニ 引越後の住宅

(2) 婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。

(3) 所得証明書をもとに、令和6年1月1日から同年12月31日までの間の夫婦の合計所得金額を合算した額が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下、同じ。）の返済を現に行っている場合は、夫婦の合計所得金額を合算した額から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

(4) 夫婦の一方又は双方が、過去にこの要綱又は国の地域少子化対策重点推進交付金交付要綱による補助金を受けて実施する他の地方公共団体の事業に基づく補助を受けていないこと。

(5) 住宅の取得とリフォームの場合、国の他の住宅に係る補助制度を受けていないこと。

(6) 夫婦のいずれもが、市税を滞納していないこと。

(7) 夫婦のいずれもが、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(8) 本市に申請日より2年以上継続して居住する意思があること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住宅取得費用、住宅のリフォーム費用、住宅賃借費用および引越費用（いずれも令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に夫婦が支払った費用に限る。）を合算した額から次に掲げる額を控除した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 夫婦が勤務先から支給を受けた補助金の対象となる住宅の賃借に係る額

(2) 他の公的制度による助成対象となる部分の額

2 前項の1世帯当たりの上限は、次に掲げる額とする。

(1) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円

(2) 上記以外の世帯 30万円

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、加古川市結婚新生活支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、加古川市が保有する情報をもって申請に必要な事項を確認できる場合はこれを省略することができる。

(1) 婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本）

- (2) 新婚世帯の住民票の写し
 - (3) 所得証明書
 - (4) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（当該奨学金の貸与を受けている場合）
 - (5) 申請に係る住宅の売買契約書、工事請負契約書等の写し（住宅を取得した場合）
 - (6) 申請に係る住宅の工事請負契約書又は請書の写し（住宅をリフォームした場合）
 - (7) 申請に係る住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃貸している場合）
 - (8) 住宅手当の支給についてわかる書類（給与明細又は住宅手当支給証明書（様式第3号）、離職している場合は、離職票の写し又はこれに代わる書類）（住宅を賃貸している場合）
 - (9) 住宅の取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用を支払ったことがわかる書類
 - (10) 引越費用を支払ったことがわかる書類
 - (11) 誓約書（様式第4号）
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （追加交付申請）

第6条 令和6年度加古川市結婚新生活支援補助金の申請を行い、受給した世帯又は補助決定を受けた世帯で、その受給額が、1世帯あたりの補助上限額と申請額とを比較して少ない方の額（以下、「選定額」という。）に達しなかった世帯については、令和6年度の選定額から令和6年度の支給額を差し引いて算出された額を限度として追加交付を申請することができる。申請者は、加古川市結婚新生活支援補助金（追加）交付申請書兼請求書（様式第2号。以下「追加交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に夫婦が支払った費用を対象とする。

- (1) 住宅の取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用を支払ったことがわかる書類
 - (2) 引越費用を支払ったことがわかる書類
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付（補助）決定）

第7条 市長は、第5条の規定による申請書又は前条の規定による追加交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、加古川市結婚新生活支援補助金交付（補助）決定通知書（様式第5号）を、補助することが適当でないと認めるときは、加古川市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（様式第6号）を、原則として申請書等すべての提出書類を受理した日から起算して30日以内に申請者に通知するものとする。

（交付）

第8条 市長は、前条により補助の決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付（補助）決定の全部又は一部を取り消すことができる。その場合、加古川市結婚新生活支援補助金交付（補助）決定取消通知書（様式第7号）を申請者に通知するものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付（補助）決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付（補助）決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第10条 補助対象者は、市長が補助金の交付（補助）決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第11条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（庶務）

第12条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、こども部こども政策課において処理する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。